二十六　中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第四条第七号に掲げる事項について定款の変更をしようとする場合（次に掲げる場合を除く。）

［イ・ロ　略］

ハ　出張所（従たる事務所であって主たる事務所又は他の従たる事務所の名義をもって事業が行われているものをいう。第二十九号において同じ。）の設置、位置の変更又は廃止をする場合

ニ　［略］

二十七　［略］

二十八　事務所の位置を変更しようとする場合（前二号及び次号に掲げる場合に該当する場合並びに次に掲げる場合を除く。）

［イ・ロ　略］

二十九　出張所の位置を変更した場合（第二十七号に掲げる場合及び次に掲げる場合を除く。）

［イ・ロ　略］

［２・３　略］

４　信用協同組合等、信用協同組合代理業者又は信用協同組合電子決済等代行業者は、法第七条の二第一項から第三項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあっては、同号に規定する書面）を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

一　［略］

二　第一項第二十四号に掲げる場合　法第五条の七第一項に規定する事業報告及び附属明細書

三　［略］

５　法第四条第二項の規定は、第一項第八号の四、第九号、第十一号、第十二号及び第十四号から第十八号まで、第九項並びに第十項に規定する議決権について準用する。

６　次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

一　法第七条の二第一項の規定により法の規定（銀行法の規定を含む。）による認可を受けた事項を実行したときに該当するときの届出

二　第一項第六号、第二十七号又は第二十九号に該当するときの届出

三　［略］

７　第一項第二十三号及び第二項第四号に規定する不祥事件とは、信用協同組合等の理事若しくは監事若しくは職員又はその子会社等の取締役若しくは監査役若しくは従業員又は信用協同組合代理業者若しくはその役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）若しくは従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

［一～四　略］

８　次の各号に掲げる場合の届出は、当該各号に定める日から三十日以内に行わなければならない。

一　第一項第二十三号又は第二項第四号に該当する場合　不祥事件の発生を信用協同組合等又は信用協同組合等代理業者が知った日

二　［略］

二十三　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　出張所（従たる事務所であって主たる事務所又は他の従たる事務所の名義をもって事業が行われているものをいう。以下第二十五号の二において「出張所」という。）の設置、位置の変更又は廃止をする場合

ニ　［同上］

二十四　［同上］

二十五　事務所の位置を変更しようとする場合（第二十三号、前号及び次号に掲げる場合に該当する場合並びに次に掲げる場合を除く。）

［イ・ロ　同上］

二十五の二　出張所の位置を変更した場合（第二十四号に掲げる場合及び次に掲げる場合を除く。）

［イ・ロ　同上］

［２・３　同上］

４　［同上］

一　［同上］

二　第一項第二十一号に掲げる場合　法第五条の七第一項に規定する事業報告及び附属明細書

三　［同上］

５　法第四条第二項の規定は、第一項第十号の二から第十三号まで及び第十六号に規定する議決権について準用する。

６　［同上］

一　法第七条の二第一項に該当するときの届出

二　第一項第六号、第二十四号又は第二十五号の二に該当するときの届出

三　［同上］

７　第一項第十九号及び第二項第四号に規定する不祥事件とは、信用協同組合等の理事若しくは監事若しくは職員又はその子会社等の取締役若しくは監査役若しくは従業員又は信用協同組合代理業者若しくはその役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）若しくは従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

［一～四　同上］

８　［同上］

一　第一項第十九号又は第二項第四号に該当する場合　不祥事件の発生を信用協同組合等又は信用協同組合等代理業者が知った日

二　［同上］